

## はじめに

「人権教育のための世界計画」が2005年から開始され、その第一段階（2005-2007）として、初等中等教育に焦点をあてた人権教育が世界規模で進められています。

わが国においても、「児童の権利に関する条約」をはじめ、人権関連の諸条約を締結し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づいた様々な取組が行われてきました。また、学校における人権教育の効果的な指導についての研究が進められており、昨年1月には、文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について（第二次とりまとめ）」が公表されています。

和歌山県教育委員会では、このような世界や国内の人権を取り巻く情勢を踏まえ、「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、さらに積極的な人権教育の推進に努めているところです。

昨年、各学校において人権教育に取り組む際の参考となるよう、指導計画立案の方法や学習活動例等を掲載した「人権教育学習プラン 対話ですすめる人権学習」を発刊しました。本事例集は、その中で提案した「発達段階に応じた具体的な目標例」を単元目標とした個別の人権課題等についての学習単元例を収録したものです。これらの学習単元例は、編集委員会で議論を重ね、より実践しやすいものとなるよう工夫し、作成しました。各学校の実態に応じて、活用され、新たな学習単元の開発につながることを期待しています。

最後に、本事例集の作成にあたり、ご協力いただきました関係者各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成19年3月

和歌山県教育委員会







# 活用にあたって



# 基本的な考え方

本事例集において、「学習プログラム」とは「人権教育学習プラン 対話ですすめる人権学習」で提案した人権教育の年間指導計画に位置づけた具体的な学習単元を意味することとしています。

## 1 「学習プログラム」における目標の設定

本事例集で掲載した学習プログラムのそれぞれの目標は、「和歌山県人権教育基本方針」の「目的」に基づいています。

### 「和歌山県人権教育基本方針」の「目的」

すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。

- (1) 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。
- (2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。
- (3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

#### (1) 基礎となる力のはぐくみ

- ・自分自身が価値ある大切な存在であるという感情
- ・公正や公平を重んじる態度
- ・他の人と共によりよく生きようとする態度

#### (2) 人権の学びから

- ・人権の意義・内容やその重要性の理解
- ・自らの権利の行使とそれに伴う責任の自覚
- ・具体的な人権課題の理解

人権問題の解決に取り組もうとする態度

#### (3) 行動に向けて

- ・多様な文化や個人の価値観等の尊重
- ・伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力
- ・社会に参加する中で、多くの人と合意を形成する能力

問題の解決に取り組むための能力

「基本方針」では人権教育の目的を達成するため、具体的な3つの目的〔(1)～(3)〕を掲げています。本事例集では、それらの目的を子どもたちに「つけたい力」として10項目に分類しました。

## (1) 基礎となる力のはぐくみ

自己を肯定する感情や物事の判断基準となる価値観、他の人との共存を願おうとする態度をはぐくむという、人権を学ぶ上で基礎となる力を身につけることを目的としています。「基礎となる力のはぐくみ」については、次の①から③の項目に分類できます。

### ①自己尊重の感情

⇒ 自分自身に対する誇りや自分を価値ある存在と思う気持ちのこと。

### ②公平・公正

⇒ 一方に偏ることなく、平等を重んじ、正しいことを貫こうとすること。

### ③共によりよく生きる

⇒ 他者に興味・関心をもち、よき人間関係を築きながら生活しようとする事。

## (2) 人権の学びから

人権の概念や権利を行使する意義などを学び、社会に存在する人権課題に目を向け、解決しようとする態度をはぐくむことを目的としています。「人権の学びから」については、次の④から⑦の項目に分類できます。

### ④人権の意義・内容

⇒ 人権の概念や意義・重要性について理解を深めること。日本国憲法や人権関係諸条約など具体的な権利を正しく理解すること。権利の主体者としての意識を持つこと。

### ⑤人権感覚

⇒ 人権が大切にされている状態を感知して、これをよしとし、反対に大切にされていない状態を感知して許せないとするような、価値志向的な感覚のこと。

### ⑥権利の行使と責任

⇒ 人間らしく生きるために権利に基づいて行動し、その行動に責任を持つこと。

### ⑦具体的な人権課題

⇒ 社会に存在する事象を人権基準に照らして検証し、何が問題であるかを読み取り、課題解決に向けて取り組もうとすること。

### (3) 行動に向けて

文化や個人の多様性を認め合い、社会に参加する中で、多くの人の合意を得て人権問題の解決に取り組むための能力を身につけることを目的としています。「行動に向けて」については、次の⑧から⑩の項目に分類できます。

#### ⑧多様性・多文化共生

⇒ 多様な文化や生き方、価値観等を尊重し、自分たちとは異なっている点と似ている点を認め合って、共に生きようとする事。

#### ⑨コミュニケーション

⇒ 自分の思いや意見を伝えるとともに、相手の思いや異なる意見を受け止め、合意を形成していく能力のこと。

#### ⑩参加・参画

⇒ よりよい社会の実現をめざし、他者と連携・連帯し、積極的に社会に参加・参画していこうとすること。

このように、子どもたちに「つきたい力」として分類した10項目のそれぞれについて、さらに、「発達段階に応じた具体的な目標例」をP10・P11に掲載しています。

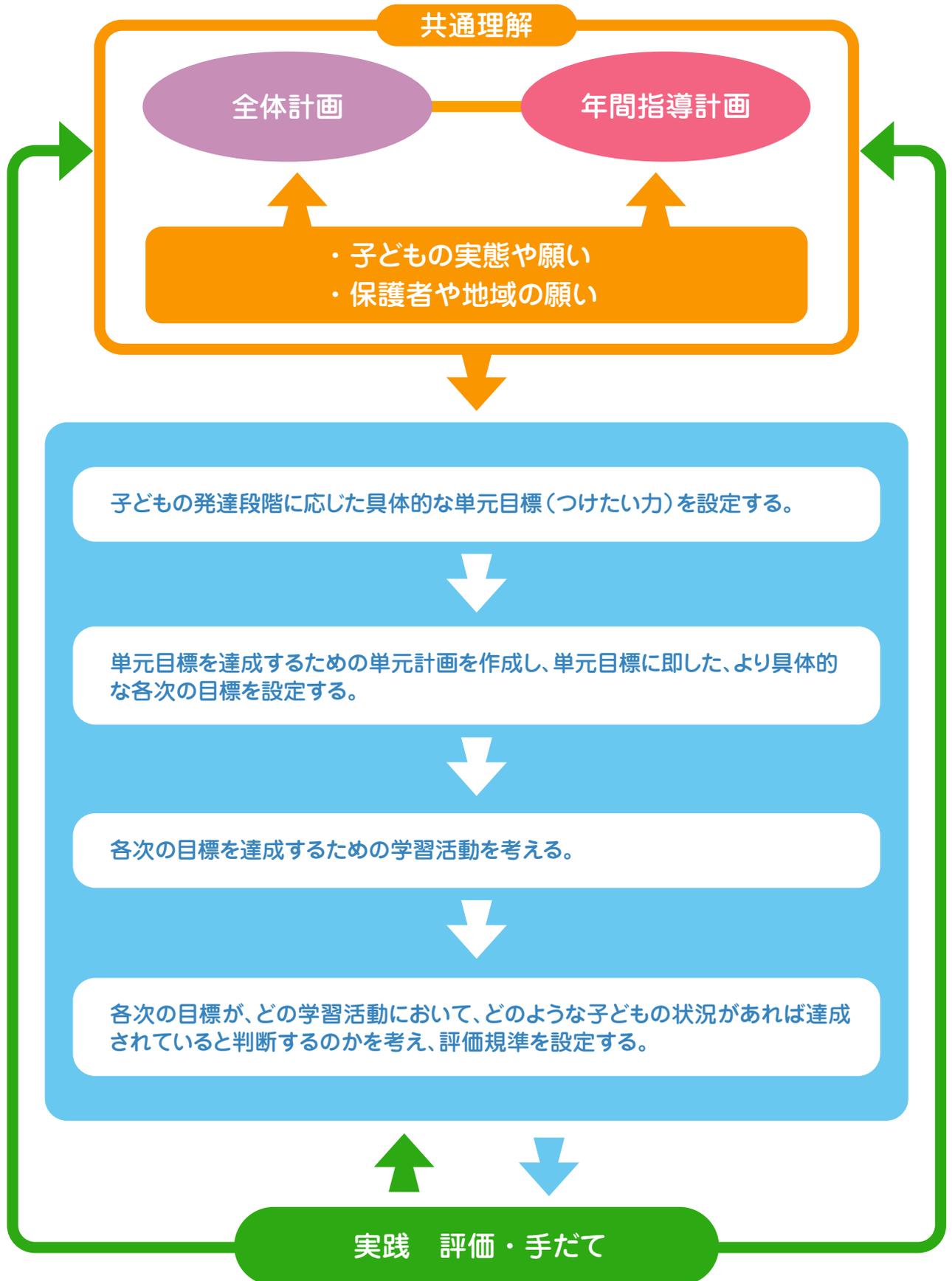
## 2 「学習プログラム」の開発

人権教育を効果的に進めていくには、それぞれの単元での「つきたい力」を明確にし、その目的の達成のために、どのように学習活動を組み立て、どのように評価するのかを示した単元計画を作成する必要があります。

単元計画を作成するには、まず、対象とする子どもの発達段階に応じた具体的な「単元目標」を明確にし、その目標を達成するため、より具体化した「各次の目標」を設定し、「学習活動」を考えます。

次に、「各次の目標」が達成されているかどうかについて点検・評価するために、「評価規準」を設定する必要があります。その際、「どの学習活動」の「どの場面」において、「どのような子どもの状況」があれば目標が達成されていると判断するのか、という視点をもつことが大切です。評価規準を設定することは、単元の各次における、子どもにつきたい資質や能力を明らかにするとともに、自校の人権教育の最も具体化した到達目標を作成し、確認する作業であるといえます。また、「つきたい力」が身につけていない子どもに、どのように「手だて」を行っていくのか、今後の指導にどのように生かしていくのか、という視点をもつことも大切です。

## 学習プログラム開発の手順（例）



人権教育の手法として、法の下での平等や個人の尊重といったことについて学ぶ「普遍的な視点からのアプローチ」と具体的な人権課題について学ぶ「個別的な視点からのアプローチ」があります。これらのアプローチはお互いに関連し合っており、2つのアプローチやそれらの内容をうまく組み合わせて人権教育をすすめることが大切です。

本学習プログラム事例集は、小学校低学年、中学年、高学年がそれぞれ2単元、中学校3単元、高等学校3単元の計12単元を掲載しています。「普遍的な視点からのアプローチ」に関するものが5単元、「個別的な視点からのアプローチ」に関するものが7単元です。

### 「普遍的な視点からのアプローチ」に関する学習プログラム

- 自己尊重の感情・・・・・・・・・・・・・・・・（小学校低学年）
- 多様性・多文化共生・・・・・・・・・・・・・・・・（小学校低学年）
- 人権の意義・内容・・・・・・・・・・・・・・・・（小学校中学年）
- コミュニケーション・・・・・・・・・・・・・・・・（中学校）
- 人権の意義・内容・・・・・・・・・・・・・・・・（高等学校）

### 「個別的な視点からのアプローチ」に関する学習プログラム

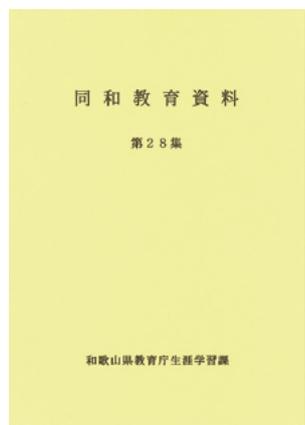
- 女性の人権・・・・・・・・・・・・・・・・（小学校中学年）
- 障害者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・（小学校高学年）
- 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・（小学校高学年）
- 外国人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・（中学校）
- 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・（中学校）
- HIV感染者・ハンセン病患者等・・・・・・・・（高等学校）
- 高齢者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・（高等学校）

上記、2つの視点からのアプローチについては、一方の視点のみに偏ることなくバランスよく取り組んでいきましょう。

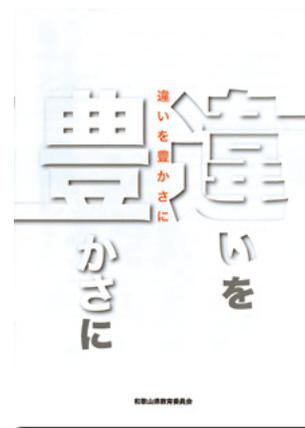
## 関連資料

県教育委員会では、次の資料を刊行しています。県内の各学校で実践された学習活動例や学習教材等を掲載していますので、本資料と合わせてご活用ください。

資料名	発行年度	内容
同和教育資料 第1集～第28集	昭和48年度～平成13年度	同和教育の実践事例及び参考資料
人権教育資料 第29集～第31集「明日へのとびら」	平成14年度～16年度	人権教育の実践事例及び参考資料
人権教育学習教材・資料集「豊かなつながりをもとめて」	平成13年度	人権教育の学習教材と活用方法及び参考資料
人権教育指導者用手引き「気づく・学ぶ・広げる人権学習」	平成15年度	人権教育の考え方と学習活動例
人権教育学習プラン 「対話ですすめる人権学習」	平成17年度	指導計画の立案方法及び学習活動例



### 保護者学級用学習教材 人権学習パンフレット



「子どもの心によりそって」

「違いを豊かさに」

参考「発達段階に応じた具体的な目標例」

	項目	説明	主な概念	小学校低学年	小学校中学年
1	①自己尊重の感情	自分自身に対する誇りや自分を価値ある存在と思う気持ちのこと。	セルフエスティーム(構成する感覚)・自己受容感覚・包み込まれ感覚・勤勉性感覚・社交性感覚	自分自身のよいところに気づく。	自分自身のよいところに気づき受け入れようとする。
				まわりの人から愛され、大切にされてきた自分に気づく。	家族や地域の人から愛され、大切にされてきた自分に気づく。
				様々なことに挑戦し、最後までやり遂げた達成感を感じる。	様々なことに挑戦し、学級の課題を解決した達成感や成就感を感じる。
②公平・公正	一方に偏ることなく、平等を重んじ、正しいことを貫こうとすること。	自由・平等・規範意識・法の尊重・正義・非差別	だれとでも分け隔てなく接し協力しようとする。	だれとでも分け隔てなく信頼して接し協力しようとする。	
			問題が起こった場合、話し合いを大切にして問題を解決しようとする。	問題が起こった場合、話し合いを大切にし、自分たちでルールを作りそれに従って問題を解決しようとする。	
③共によりよく生きる	他者に興味・関心を持ち、よき人間関係を築きながら生活しようとする。	他者への関心・協力・共生・共感	友達の言動に関心を持つとともに、仲よく生活しようとする。	友達の言動に関心を持つとともに相手の立場に立って考え、仲よく協力して生活しようとする。	
2	④人権の意義・内容	人権の概念や意義・重要性について理解を深めること。日本国憲法や人権関係諸条約など具体的な権利を正しく理解すること。権利の主体者としての意識を持つこと。	人権の概念・具体的な人権基準・法の思想や背景・主体者意識	だれもが自分らしく生き生きと生活するためにきまりがあることを理解する。	自分らしく生き生きと生活できる社会を築くために、みんなで人権というきまりを作っていることを理解する。
				生きていく上でだれにでも必要なものがあることを知る。	人間らしく生きていくために必要なものが人権と結びついていることを知る。
	⑤人権感覚	人権が大切にされている状態を感知し、これをよしとし、反対に大切にされていない状態を感知して許せないとするような、価値志向的な感覚のこと。	感受性・想像力・人権意識	相手の立場に立って考えや気持ちを想像し共感できる。	相手の痛みを感知するとともに、人間関係のゆがみなどを見抜くことができる。
	⑥権利の行使と責任	人間らしく生きるために権利に基づいて行動し、その行動に責任を持つこと。	自立・自己決定・義務・責任	きまりや約束を守り、自分の役割を果たそうとする。	自分たちで決めた学級のきまりや約束を守り、自分の責任や仕事を果たそうとする。
				自分たちが安心して暮らせる学級をつくるための義務を果たそうとする。	自分たちが安心して自由に暮らせる学級をつくるための義務を果たそうとする。
	⑦具体的な人権課題	社会に存在する事象を人権基準に照らして検証し、何が問題であるかを読み取り、課題解決に向けて取り組もうとすること。	人権に関わる諸問題・科学的認識・解決方法・人権擁護・救済・相談・調査力	いたずらやいじめなどが人を傷つけていることに気づき、正そうとする。	身のまわりにある人権に関わる問題に気づき、一人一人知恵を出し合って解決しようとする。
				傷つけられたり困った問題に出会ったときは、身近な大人に相談できる。	自分たちの暮らしや人権について、身近な大人に、相談できる。
3	⑧多様性・多文化共生	多様な文化や生き方、価値観等を尊重し、自分たちとは異なっている点と似ている点を認め合って、共に生きようとする。	多様性の尊重・異文化理解(文化、人種、民族、性、価値観、ライフスタイル、言語、宗教など)・ステレオタイプ・偏見・共存共生・豊かさ	一人一人、外見や考え方や感じ方に違いがあることに気づき、受け入れることができる。	一人一人、外見や考え方や感じ方に違いがあることに気づき、受け入れ尊重することができる。
				思いこみや決めつけが相手のことを正しく理解するさまたげになっていることに気づき、相手のよい面を見ようとする。	決めつけや偏った見方が相手を間違っていると見える原因になることを理解し、いろいろな角度から物事を見ようとする。
	⑨コミュニケーション	自分の思いや意見を伝えるときにも、相手の思いや異なる意見を受け止め、合意を形成していく能力のこと。	受容・傾聴・非攻撃的な自己主張・論理的合理的な表現・多様な表現方法・合意形成・プレゼンテーション能力	相手の気持ちを考えながら聴くことができる。	相手の気持ちに共感しながら聴くことができる。
				自分の気持ちや考えを相手に伝えることができる。	自分の気持ちや考えを相手に分かるように適切に伝えることができる。
⑩参加・参画	よりよい社会の実現をめざし、他者と連携・連帯し、積極的に社会に参加・参画していこうとすること。	連携・連帯・対話・合意形成・参加・参画・行動	クラスの仲間や地域の人との交流を深め、よりよい学級をつくるために、友達と協力しながら行動しようとする。	学校や地域の行事にすすんで参加し、よりよい学級や学校をつくるために積極的にに関わり、仲間と協力しながら行動しようとする。	

※上記の表は、和歌山県人権教育基本方針の「目的」に書かれている内容を、発達段階に応じて特徴的なものを具体的に書き表したものです。人権感覚は、P12にあるように、価値的・態度的側面と技能的側面とからなるとされています。ここでは、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性を中心に書き表しました。

小学校高学年	中学校	高等学校
自分自身の長所も短所も肯定的に受け止めようとする。	よいところや不完全なところも含めて、自分自身を大切に存在と受け止めようとする。	よいところや不完全なところも含めて今ある等身大の自分自身を価値ある存在であると受け止めようとする。
家族や地域の一人として支えられていることに気づく。	家庭や地域の一人として、多くの人のつながりの中で支えられていることを知る。	家庭や社会の一人として、多くの人の世界的なつながりの中で支えられていることを知る。
自己の設定した目標に到達したり、学級や学校の困難や課題を解決した達成感や成就感を感じる。	自己の設定した目標に到達したり、学級や学校、地域社会の課題を解決した達成感や成就感を感じる。	自己の設定した目標に到達したり、学校や地域、国際社会の発展に貢献した達成感や成就感を感じる。
だれに対しても差別をすることや偏見を持つことなく平等に接し、正義の実現に努めようとする。	正義を重んじ、差別をすることや偏見を持つことなく自由で平等な社会の実現に努めようとする。	正義を重んじ、差別をすることや偏見を持つことなく自由で平等な国際社会の実現に努めようとする。
みんなが自分らしく生活できるよう自分たちでルールを作り、問題が起こった場合は、それに従って話し合いによって解決しようとする。	みんなが自分らしく生きられるよう自分たちでルールを作り、対立などの問題を、そのルールに則りお互いの考えを尊重しながら解決しようとする。	みんなが自分らしく生きられるよう自分たちでルールを作るとともに、そのように作られた社会の規則を重んじ、対立などの問題を、ルールに則りお互いの考えを尊重しながら解決しようとする。
まわりの人の言動に関心を持つとともに、相手の立場や心情を受け止めながら、仲よく協力して生活しようとする。	他者の考えや言動に興味関心を持つとともに、相手の立場や心情を踏まえ、積極的に人間関係を築き協力しようとする。	他者の思考過程や言動に興味関心を持つとともに、相手の立場や心情を踏まえ、積極的に人間関係を築き協力して物事に取り組もうとする。
自分らしく生きるために人権というきまりが作られていることを知るとともに、人々の取組によって発展するものであることを理解する。	国内で人権の確立に取り組んできた歴史を知るとともに、人権の普遍性、不可分性、相互依存性について理解する。	国際的に人権の確立に取り組んできた歴史を知るとともに、人権の普遍性、不可分性、相互依存性の意義について理解する。
日本国憲法をはじめ、世界人権宣言や子どもの権利条約について、それらが作られた歴史、背景、運動を含めて理解する。	日本国憲法をはじめ、人権に関する条約や法の内容と作られた背景について理解するとともに、自分たちの生活との関わりを知る。	日本国憲法をはじめ、人権に関する条約や法の条文について自らの生活と照らし合わせながら体系的にとらえるとともに、それらが作られた背景や思想を含めて理解する。
相手の痛みや感情を感知するとともに、人間関係のゆがみ、偏見、差別を見抜くことができる。	相手の痛みや感情を感知するとともに、社会の不合理や偏見、差別を見抜くことができる。	相手の痛みや感情を感知するとともに、社会の不合理や権力構造、偏見、差別を見抜くことができる。
人権は、みんなが大切にしようとして話し合って決めたものであり、それを守る責任があることを理解する。	人権は、歴史的に社会で合意が形成されて共通のルールとなったものであり、それを大切に守る責任があることを理解する。	人権は、歴史的に社会で合意が形成されて共通のルールとなったものであり、それを守り促進する責任があることを理解する。
みんなが自分らしく生活できる学校や学級にするための義務を果たそうとする。	すべての人の自由と権利が守られる住みよい社会をつくるための義務を果たそうとする。	すべての人の自由と権利が守られ、発展していく住みよい社会をつくるための義務を果たそうとする。
身近な社会に存在する人権問題について科学的な認識を深め、人権基準等に照らして多くの仲間と共に解決に向けて取り組もうとする。	社会に存在する人権問題について科学的な認識を深め、人権基準等に照らして多くの仲間と共に解決に向けて取り組もうとする。	社会に存在する人権問題について科学的な認識を深めるとともにそれを生み出す社会構造等にも目を向け、人権基準等に照らして多くの仲間と共に解決に向けて取り組もうとする。
自分たちの暮らしや人権を守る機関や制度があることを知り、相談できる。	人権侵害を受けたときの相談・救済機関や団体等があることを知り、相談できる。	人権侵害を受けたときの相談・救済機関や団体等があることを知り、活用できる。
一人一人の価値観や行動様式の違いを尊重するとともに、異文化の理解に努めようとする。	一人一人の価値観や行動様式等を尊重するとともに、異文化の理解に努め、共に高め合おうとする。	社会における様々な価値観や行動様式等を理解するとともに、異文化の理解に努め、豊かな関係を築こうとする。
決めつけや偏見が差別の原因になる可能性が高いことを理解し、物事を柔軟にいろいろな角度から見ようとする。	ステレオタイプ（決めつけた見方）や偏見にとらわれないよう自分の感情や考えを冷静に振り返り、物事を柔軟かつ多角的に見ようとする。	ステレオタイプ（決めつけた見方）や偏見にとらわれないよう自分の感情、考え方、価値観を冷静に振り返り、物事を柔軟かつ多角的に見ようとする。
相手の気持ちや考えを共感しながら聴き、自分の考えを整理することができる。	他者の気持ちや考えを共感しながら受け止め、自分の考えをまとめることができる。	他者の気持ちや考えを共感しながら受け止め、自分の考えを深めることができる。
様々な方法を活用して、自分の気持ちや考えを他者に分かるように伝えることができる。	自分の気持ちや考えを正確にとらえようとし、様々な方法を活用して率直かつ誠実に他者に伝えることができる。	自分の気持ちや考えを正確にとらえようとし、様々な方法を活用して率直、誠実かつ適切に他者に伝えることができる。
他者との学び合いや対話を大切に、意見を調整しながら物事をすすめようとする。	他者との学び合いや対話を大切に、合意を形成しながら物事をすすめようとする。	お互いのアイデンティティ（自分らしさ）を尊重し、対話を重視して合意を形成しながら物事をすすめようとする。
学校や地域の行事にすすんで参加し、よりよい学級や学校をつくるために、積極的に意志決定に参加・参画し、多くの仲間と共に行動しようとする。	社会の一人としての自覚を持ち、よりよい学校や地域をつくるために積極的に意志決定に参加・参画し、多くの仲間と共に行動しようとする。	様々な活動への参画を通して社会の一人としての自覚を持ち、よりよい学校、地域や国際社会をつくるために、積極的に意志決定に参加・参画し、多くの仲間と共に行動しようとする。

[参考]

## 「人権教育を通じて育てたい資質・能力」

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度

(以下の「人権に関する知的理解」と「人権感覚」が必要)

人権に関する知的理解

以下の知識的側面からなる

人権感覚

以下の価値的・態度的側面と  
技能的側面からなる

関連

### 知識的側面

- ・自由、責任、正義、平等、尊厳
- ・権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念
- ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・憲法や関係する国内法、又は「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
- ・自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
- ・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識 等々

### 価値的・態度的側面

- ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
- ・自己についての肯定的態度
- ・自他の価値を尊重しようとする意志・態度
- ・多様性への開かれた心と肯定的評価
- ・正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動する意欲
- ・人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲
- ・人権の観点からの自己自身の行為への責任感
- ・社会の発達に主体的に関与しようとする態度 等々

### 技能的側面

- ・人間の尊厳の平等性をふまえ、互いの相違を認め、受容する技能
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ・能動的な傾聴とコミュニケーションの技能
- ・他の人と対等で豊かな関係を築ける技能
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
- ・対立を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
- ・複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能 等々

関連

関連

関連

全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級

(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)